

# 報 告 事 項 ( 5 )

特別支援教育課

件 名	障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会からの報告書について																								
概 要	<p>令和4年度から10年間を計画期間とする第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の策定に向けて、昨年11月に設置した障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会から、依頼した検討事項についての協議結果をまとめた報告書が11月10日に提出された。</p> <p><b>1 検討依頼事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別支援学校の環境整備と教育の充実</li><li>・ 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実</li><li>・ 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上</li><li>・ 関連する諸課題への対応</li></ul> <p><b>2 障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会協議経過</b></p> <table border="1" data-bbox="327 1043 1362 1684"><thead><tr><th></th><th>開催日</th><th>協議内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1回</td><td>令和元年 12月23日</td><td>・ 検討依頼 ・ 行政説明（本県の特別支援教育の現状と課題について）</td></tr><tr><td>第2回</td><td>令和2年 1月22日</td><td>・ 特別支援学校の環境整備と教育の充実について</td></tr><tr><td>第3回</td><td>令和2年 2月19日</td><td>・ 幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実について</td></tr><tr><td>第4回</td><td>令和2年 7月15日</td><td>・ 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上について</td></tr><tr><td>第5回</td><td>令和2年 8月19日</td><td>・ 関連する諸課題への対応について</td></tr><tr><td>第6回</td><td>令和2年 9月30日</td><td>・ 報告書案について</td></tr><tr><td>第7回</td><td>令和2年 10月28日</td><td>・ 報告書案について</td></tr></tbody></table> <p><b>3 報告書概要</b></p> <p>別添「長崎県における今後の特別支援教育の在り方についての報告書の概要」参照</p>		開催日	協議内容	第1回	令和元年 12月23日	・ 検討依頼 ・ 行政説明（本県の特別支援教育の現状と課題について）	第2回	令和2年 1月22日	・ 特別支援学校の環境整備と教育の充実について	第3回	令和2年 2月19日	・ 幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実について	第4回	令和2年 7月15日	・ 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上について	第5回	令和2年 8月19日	・ 関連する諸課題への対応について	第6回	令和2年 9月30日	・ 報告書案について	第7回	令和2年 10月28日	・ 報告書案について
	開催日	協議内容																							
第1回	令和元年 12月23日	・ 検討依頼 ・ 行政説明（本県の特別支援教育の現状と課題について）																							
第2回	令和2年 1月22日	・ 特別支援学校の環境整備と教育の充実について																							
第3回	令和2年 2月19日	・ 幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実について																							
第4回	令和2年 7月15日	・ 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上について																							
第5回	令和2年 8月19日	・ 関連する諸課題への対応について																							
第6回	令和2年 9月30日	・ 報告書案について																							
第7回	令和2年 10月28日	・ 報告書案について																							

# 長崎県における今後の特別支援教育の在り方について（報告書）－概要版－

## 背景

- 障害者の権利に関する条約に署名、批准
- 「インクルーシブ教育システム」の理念の提唱と様々な制度改革
- 急速な情報化と技術革新
- 新型コロナウイルス感染症対策と「新しい生活様式」への適応
- 特別支援教育の対象となる子どもの増加
- 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の制定
- 共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育の推進

- 平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づいた特別支援教育推進の成果と課題を検証し、新しい時代の特別支援教育の在り方について検討

## 検討依頼事項

- 1 特別支援学校の環境整備と教育の充実
- 2 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実
- 3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- 4 関連する諸課題への対応

## 重視した視点

- ◎ 多様な学びの場において、児童生徒が自己肯定感を高め、自立し、社会参加するために必要な力を確実に育成するという視点。
- ◎ 切れ目のない支援と専門性の高い教育の実現を目指すという視点。
- ◎ 生涯を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、社会とのつながりを持ち、自らの人生を豊かにしていく資質・能力を育成するという視点。
- ◎ ICT等の急速な技術革新に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を見据えた取組など、新たな時代の中で、安全に安心して生き生きと活躍する資質・能力を育成するという視点。

## 今後の方向性

### 第1章 特別支援学校の環境整備と教育の充実

- 1 特別支援学校の環境整備…在籍児童生徒数の見込みや地域の特性、児童生徒や保護者のニーズを考慮した教育環境整備の検討が必要
- 2 特別支援学校における教育の充実
  - (1) カリキュラム・マネジメントの充実…校長がリーダーシップを発揮したカリキュラム・マネジメントの推進が必要
  - (2) 重度・重複障害のある児童生徒の教育の充実…ICT機器の活用等による指導の充実、より高度な医療的ケアに対する安全で安心できる教育環境の整備、他害行為等の行動面で課題のある児童生徒に対する研究が必要
  - (3) 卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育の充実…就労先の業種拡大や在宅勤務等のキャリア教育の研究が必要
- 3 地域とともにある特別支援学校…社会に開かれた教育課程の実現に向けた、地域等との連携や交流及び共同学習の一層の推進が必要

### 第2章 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- 1 幼稚園等における特別支援教育の充実…地域の関係機関や園同士の連携を促進し、専門性向上に向けた研修の充実が必要
- 2 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実
  - (1) 特別支援教育の視点を生かした教育環境づくりや授業づくりの充実…ユニバーサル・デザインの教育環境づくりや授業づくりなど、学校経営に「特別支援教育の推進」を位置づけることが必要
  - (2) 特別支援学級や通級による指導における障害特性に応じた指導・支援の充実…特別の教育課程の編成や自立活動の指導における個別の指導計画の理解と指導の充実が必要
  - (3) 個別の教育支援計画の作成と活用による切れ目のない支援体制の構築…学校間の引継ぎの在り方について明確に示すことが必要
  - (4) 校内の人材を活用した効果的な支援体制の充実…特別支援教育コーディネーター等を中心とし、全ての教職員の専門性を高め、特別支援教育を推進する校内体制を構築することが必要
  - (5) 学校外の専門家と連携した支援の充実…関係機関や大学等と連携し、地域におけるネットワークの一層の強化が必要

### 第3章 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

- 1 免許保有率向上の取組…特別支援学校における当該障害種の免許状取得促進や小学校等の教員に対する認定講習の受講の奨励、教員志望者に対する大学等と連携した特別支援教育の理解を深める取組など長期的な視点に立った人材育成が必要
- 2 人的配置の工夫による専門性の向上…研修交流人事の一層の充実や指導教諭の有効活用についての検討が必要
- 3 特別支援教育に関する研修…特別支援学校における自立活動の指導、教科指導、福祉制度、ICT機器の活用に関する研修や、小学校等における全ての教職員の特別支援教育に係る理解を促す研修の充実が必要

### 第4章 関連する諸課題への対応

- 1 ICT活用等による特別支援教育の質の向上…オンライン授業、家庭学習時の課題提示の方法など教員の専門性向上を図ることが必要
- 2 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり
  - (1) 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用…外部専門家の助言を学校全体で共有する体制づくりが必要
  - (2) 保護者等支援の推進及び教育と地域、福祉、保健等との連携…保護者支援に係る取組の情報発信や「見守りシート」等を活用した相談支援体制の充実、地域と連携した防災訓練等の取組が必要
  - (3) 教育と労働との連携…雇用主に対して、障害の特性に応じた対応等について理解を促し、業種の拡大を図ることや、高校に在籍する発達障害等のある生徒の就労支援の在り方について、関係機関と連携した検討が必要
- 3 障害のある児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援…生涯にわたってスポーツ活動や文化芸術活動等に親しむことができる取組を組織的・計画的に充実させていくことが必要
- 4 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信…HPや報道機関等を通じた積極的な情報発信が必要

長崎県における今後の特別支援教育の在り方について  
報告書

令和2年11月10日

障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 特別支援学校の環境整備と教育の充実	2
1 特別支援学校の環境整備	2
2 特別支援学校における教育の充実	3
3 地域とともにある特別支援学校	5
第2章 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実	6
1 幼稚園等における特別支援教育の充実	6
2 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実	6
第3章 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上	9
1 免許保有率向上の取組	9
2 人的配置の工夫による専門性の向上	9
3 特別支援教育に関する研修	10
第4章 関連する諸課題への対応	11
1 ICT活用等による特別支援教育の質の向上	11
2 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域における ネットワークづくり	11
3 障害のある児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援	14
4 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信	14

## はじめに

平成19年度に「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられて13年が経過した。近年は、特別支援学校だけでなく、幼稚園等や小学校、中学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）において、障害のある子どもが学んでおり、特別支援教育の対象となる子どもは増加している。

そのような中、我が国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年にこれを批准した。この条約では、障害のある者とない者とが共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。批准に至る過程では、障害者基本法の改正、就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、様々な大きな制度改革が行われた。

こうした状況に鑑み、本県では平成25年5月に「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定し、条約に示された共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育が推進されている。

一方、近年の急速な情報化や技術革新は、障害のある者の生活を質的に変化させつつある。併せて、収束の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症対策のため「新しい生活様式」への適応も全世界をあげて取り組むべき課題となっている。こうした社会的変化の影響が、社会のあらゆる分野に及んでいる中、障害のある子どもたちの安全・安心を守り、成長を支える特別支援教育の在り方も新たな局面を迎えているといえる。

本検討委員会は、平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づいた特別支援教育推進の成果と課題を踏まえ、令和4年度以降の本県における新しい時代に対応した障害のある子どもの教育についての方向性を検討・整理する目的で設置された。

具体的には、次の4つの事項を検討するよう県教育委員会から依頼を受けた。

- 1 特別支援学校の環境整備と教育の充実
- 2 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実
- 3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- 4 関連する諸課題への対応

本検討委員会は、令和元年12月に第1回を開催して以降、計7回にわたり、学識経験者、障害者団体等関係者、行政関係者、学校関係者、公募委員というそれぞれの立場から幅広い意見を伺いながら、議論を重ねてきた。議論を重ねるにあたっては、特に次のような視点を重視した。

- ・多様な学びの場において、児童生徒が自己肯定感を高め、自立し社会参加するために必要な力を確実に育成するという視点。
- ・切れ目のない支援と専門性の高い教育の実現を目指すという視点。
- ・生涯を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして社会とのつながりを持ち、自らの人生を豊かにしていく資質・能力を育成するという視点。
- ・ICT等の急速な技術革新に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を見据えた取組など、新たな時代の中で、安全に安心して生き生きと活躍する資質・能力を育成するという視点。

このような視点から意見交換を行い、ここに報告書として提言するものである。本報告書に示した方向性を踏まえ、新しい時代における長崎県の特別支援教育の充実が図られることを期待する。

障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会 委員長 古川 勝也

# 第1章 特別支援学校の環境整備と教育の充実

## 1 特別支援学校の環境整備

### ①現状と課題

- 特別支援学校の在籍者数の増加や地域の教育的ニーズを踏まえ、第一期長崎県特別支援教育推進基本計画（以下「第一期基本計画」と記す）に基づいた第1次～第4次実施計画（平成24年度～令和3年度を計画期間とする）により、特別支援学校の適正配置が図られてきた。

<第一期基本計画に基づいた特別支援学校の適正配置>

#### 【平成24年度】

- 鶴南特別支援学校時津分教室への中学部の設置
- 虹の原特別支援学校高等部壱岐分教室の設置

#### 【平成25年度】

- 佐世保特別支援学校高等部上五島分教室の設置

#### 【平成27年度】

- 鶴南特別支援学校時津分教室への高等部の設置及び鶴南特別支援学校時津分教室（小・中学部、高等部）を鶴南特別支援学校時津分校とする。
- 鶴南特別支援学校五島分教室（小・中学部、高等部）を鶴南特別支援学校五島分校とする。
- 虹の原特別支援学校壱岐分教室（小・中学部、高等部）を虹の原特別支援学校壱岐分校とする。

#### 【平成28年度】

- 鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室の設置
- 長崎特別支援学校への高等部の設置

#### 【平成29年度】

- 川棚特別支援学校への高等部の設置

#### 【平成30年度】

- 大村特別支援学校西大村分教室（小・中学部）の設置
- 諫早特別支援学校みさかえ分教室の廃止と訪問教育への移行

#### 【平成31年度】

- ろう学校佐世保分校を分教室とする。

#### 【令和3年度】

- 佐世保特別支援学校北松分教室小・中学部の設置及び佐世保特別支援学校高等部北松分教室と合わせて佐世保特別支援学校北松分校とする。

- 平成23年度の第一期基本計画の策定時点において、特別支援学校（知的障害）の高等部生徒数の著しい増加が課題となっていたが、全県的な視点に立って分教室または分校の適正配置を進めてきたことにより、多くの特別支援学校（知的障害）高等部が開設当初に想定した規模の生徒数となった。しかし、学校や地域によっては小・中学部を含む児童生徒数の増加などから、教育環境の整備の検討が必要な学校・地域がある。

## ②今後の方向性

- 今後も全県的な視点に立って、特別支援学校の適正配置や施設の整備等、在籍児童生徒数の見込みや地域の特性、児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備を検討する必要がある。

## 2 特別支援学校における教育の充実

### (1) カリキュラム・マネジメントの充実

#### ①現状と課題

- 特別支援学校においては、児童生徒一人一人の障害の状態や特性、地域や学校の実態を十分に考慮し、適切に教育課程を編成し、実践と評価を繰り返すことで、教育課程の改善に努め、指導の充実を図ってきた。
- そのような中、特別支援学校幼稚部教育要領や小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月公示）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月公示）が改訂され、各特別支援学校においては、校長がリーダーシップを発揮してカリキュラム・マネジメントを推進し、児童生徒の実態に即して、学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善を図るなど、より効果的な指導に努めることが求められている。

#### ②今後の方向性

- 魅力ある学校づくりを推進するために、校長がリーダーシップを発揮してカリキュラム・マネジメントを推進し、児童生徒一人一人の障害の状態や学習の状況、経験等に応じ、各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にするとともに、12年間を見通した一貫性のある教育課程を編成するなど、児童生徒一人一人に応じた効果的な指導に努める必要がある。

### (2) 重度・重複障害のある児童生徒の教育の充実

#### ①現状と課題

- 重度・重複障害のある児童生徒の教育については、外部専門家の活用や専門的な知識や技能を有する自立活動担当教員等への継続的な研修の実施等に努めることにより、指導内容や指導方法の改善が図られてきた。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）については、学校で安心して学習や生活ができるようにするため、対象となる児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置するとともに必要に応じて配置拡充を図りながら、医療的ケア実施体制が整備されてきた。
- また、近年、知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒の中には、自傷行為や他害行為などの行動面で課題のある者もあり、適切な指導や支援が求められている。

## ②今後の方向性

- 重度・重複障害のある児童生徒の教育については、児童生徒一人一人の実態に応じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めるとともに、障害の状態や特性に応じてICT機器等の活用により、各教科や自立活動等の指導の充実を図る必要がある。
- 医療的ケア児の教育については、より高度な医療的ケアの実施に向け、教員と看護師が連携した安全で安心できる教育環境の整備をさらに推進する必要がある。
- 自傷行為や他害行為などの行動面で課題のある児童生徒に対する障害の状態や特性を踏まえた教育課程編成や指導方法、関係機関との連携の在り方等について研究を行う必要がある。

## (3) 卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育の充実

### ①現状と課題

- 小・中学部段階からのキャリア教育や高等部における職業教育の充実、企業や関係機関と連携した就労支援の強化に努めてきた結果、特別支援学校高等部卒業生の就労率が着実に向上してきた。一方で、就労した生徒の中には、短期間で辞めてしまうケースがある。就職後、定着できている要因や離職に至った要因を分析し、学校におけるキャリア教育や職業教育、進路指導に生かすことが重要である。
- 生徒一人一人に将来への意識等を高めるため、卒業生をロールモデルとした具体的なイメージがもてるようにする機会を設けることが大切である。さらに、卒業後に就労する業種の拡大を図るため、今後さらに産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を強化し、就業体験学習の機会を増やすことが求められる。
- 新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が提唱され、在宅勤務や時間差勤務が推奨されるなど、働き方が大きく変化している。Withコロナやアフターコロナの時代において、特別支援学校卒業生にもICTを活用した在宅勤務の機会が増えることを想定したキャリア教育について研究することが求められる。

### ②今後の方向性

- 就職後、定着できている要因や離職に至った要因を分析して、学校におけるキャリア教育等に生かすことや、生徒一人一人の将来の就労への意識等を高めさせるための指導内容や指導方法の充実を図ることが必要である。
- 卒業後の就労先の業種の拡大を図り、さらに産業界や関係機関との連携を強化するための協議の場を設けるとともに、地域ごとの障害者雇用を支える体制整備を一層推進する必要がある。
- 従来の勤務形態のみならず、在宅勤務なども視野に入れたキャリア教育について研究を行う必要がある。

### 3 地域とともにある特別支援学校

#### ①現状と課題

- 特別支援学校は、「最新のICT機器を活用した学習ができる」、「障害者スポーツができる」、「大学受験に必要な学力を身に付けることができる」、「就労するために必要な学力や作業能力、社会性等を身に付けることができる」など、障害のある児童生徒にとって夢や願いの実現ができる魅力ある学校となるとともに、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、教育活動を充実させていくことが求められる。
- インクルーシブ教育システムの構築が唱えられ、多様な障害のある児童生徒が、市町の教育委員会における総合的な判断により、地域の小学校等に就学するケースがある。そのため、地域のセンター的機能を担う特別支援学校には、小学校等に在籍する多様な障害のある児童生徒に関する相談に応じることのできる体制整備の充実が求められる。
- 交流及び共同学習は、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものであり、全ての学校で、組織的、計画的な取組を一層推進することが求められる。
- 障害のある生徒が高等部を卒業後、進路先において一人で過ごす時間が増えるケースがある。学校卒業後も充実した生活を送ることができるようになるため、在学時から積極的に地域の人たちと触れ合ったり、行事に参加したりする機会を作ることが大切である。さらに、高齢者や異年齢の児童生徒など、世代を超えた人々との交流の機会も設けることが求められる。

#### ②今後の方向性

- 魅力ある学校づくりを推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校教育目標の実現のために必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか、教育課程の編成についての基本方針を明確にしながら、家庭や地域、社会との連携及び協働の充実を図る必要がある。
- 特別支援学校のセンター的機能については、地域の小学校等で学ぶ児童生徒の障害の多様化に対応するために、特別支援学校間の連携や小・中学校の指導教諭との協働による質の高い相談支援の実現に向けた取組の推進が必要である。
- 学校卒業後、地域で暮らす障害のある児童生徒のために、交流及び共同学習を一層推進し、在学中から地域の人たちと触れ合ったり、行事に参加したりする機会や、高齢者や異年齢の児童生徒など世代を超えた交流の機会を積極的に設ける必要がある。

## 第2章 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

### 1 幼稚園等における特別支援教育の充実

#### ①現状と課題

- 幼稚園等では、障害のある乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した相談や支援など早期支援の取組が行われている。乳幼児からの一貫した切れ目のない支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画を作成、活用し、障害のある乳幼児の成長の記録や支援の内容、合理的配慮等に関する情報を関係機関と共有するとともに、小学校等に確実に引き継ぐことが求められる。
- 幼稚園等においては、各地区で開催されている協議会等に参加し、特別支援教育の充実を図っている。一方、園同士の情報交換や合同研修会の実施等、園同士が連携した取組が不足しているという課題がある。
- 幼稚園等における特別支援教育の充実のため、職員等が障害のある幼児一人一人の特性を理解するとともに、特別支援学校などの助言又は援助を活用して、個々の障害の状態に応じた支援内容や方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが求められる。
- 市町教育委員会においては、幼稚園等において作成された個別の教育支援計画等を有効に活用し、小学校等へ引き継ぐ取組が進められている。また、市町における1歳6か月健診や3歳児健診は、保護者にとって子どもの発達上の課題や障害の早期発見の機会として有用な役割を担っている。これらの健診に加え、就学前の5歳児健診を実施している市町がある。就学先の決定にあたり、就学の仕組みやそれぞれの学びの場における教育内容や方法などについて、早期から保護者に対する情報提供の充実が求められる。

#### ②今後の方向性

- 幼稚園等における支援体制の整備や関係機関との連携、特別支援学校のセンター的機能の活用等、地域資源の活用を図るとともに、職員の専門性向上に向けた研修の充実が必要である。
- 幼稚園等が特別支援教育に関する情報を共有し、連携を促進するための体制整備の検討が必要である。
- 就学先の決定については、市町教育委員会が早期からの情報提供に努め、比較的長期の相談期間を確保し、本人・保護者が十分に納得したうえで合意形成につながるような情報提供の在り方の検討が必要である。

### 2 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

#### (1) 特別支援教育の視点を生かした教育環境づくりや授業づくりの充実

##### ①現状と課題

- 学校経営の柱の一つとして特別支援教育の視点を位置付け、全ての児童生徒に分かりやすいユニバーサル・デザインの教育環境づくりや各教科の授業づくりを行うとともに、障害のある児童生徒一人一人の困難の状況等に応じた対応の充実が求められる。

## ②今後の方向性

- ユニバーサル・デザインの教育環境づくりや授業づくり、障害のある児童生徒一人一人の困難の状況等に応じた対応の充実を図るため、学校経営の柱の一つとして「特別支援教育の推進」を位置付ける必要がある。

## (2) 特別支援学級や通級による指導における障害特性に応じた指導・支援の充実

### ①現状と課題

- 改訂された学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成することが規定された。今後、特別支援学級の担任は、特別の教育課程の編成の手続を十分に理解して適切な教育課程を編成し、指導の充実を図ることが求められる。
- 通級による指導においては、多様な実態の児童生徒を対象とするため、自立活動における個別の指導計画の作成に関する理解と、それに基づく指導の充実が求められる。そして、通級による指導の成果を通常の学級において十分に発揮するためには、校長のリーダーシップにより学校全体で連携・協働して特別支援教育に取り組む体制づくりが求められる。

## ②今後の方向性

- 特別の教育課程の編成や自立活動の指導における個別の指導計画の作成に関する理解と、それに基づく指導の充実が必要である。さらに、自立活動の指導は、特別支援学級担任や通級による指導の担当者を中心として、全教職員の協力のもと一貫した指導を行う必要がある。

## (3) 個別の教育支援計画の作成と活用による切れ目ない支援体制の構築

### ①現状と課題

- 小学校等における個別の教育支援計画の作成は着実に進んでいる。今後、計画が実効性を伴うように、全ての教員が計画についての理解を深めることが求められる。
- 発達障害等のある生徒の中には、大学進学や企業に就職するものの、環境や人間関係に馴染むことができず、途中で退学や退職をし、そのまま社会から孤立してしまう場合がある。そのため、個別の教育支援計画を活用した高等学校卒業後の進路先との引継ぎや、労働・福祉等、関係機関と連携した支援の充実が求められる。併せて、学校間の引継ぎについては、県内全ての学校間で確実に引継ぎが行われるよう、具体的かつ効果的な方法や仕組みを整理して示すことが求められる。一方で、個別の教育支援計画を活用した学校間の引継ぎを保護者が拒むケースがあるため、保護者に対して個別の教育支援計画を活用した引継ぎの重要性について、さらなる理解と啓発を図ることが求められる。
- また、通常の学級における障害のある児童生徒の支援にあたっては、個別の教育支援計画の作成と活用を推進するために、全ての教職員に対し、個別の教育支援計画の作成の意義や必要性について理解を深めることが求められる。

## ②今後の方向性

- 個別の教育支援計画に示された目標や課題、支援の方向性等について全ての教職員で情報共有し、一貫した指導や支援を行うとともに、学校間の引継ぎの在り方について明確に示す必要がある。
- 通常の学級に在籍する児童生徒や保護者に対し、障害への気づきを促し、個別の教育支援計画に基づき、適切な指導及び必要な支援を受けながら、充実した学校生活を送ることへの理解を促す必要がある。

## (4) 校内の人材を活用した効果的な支援体制の充実

### ①現状と課題

- 管理職が中心となって特別支援教育を推進するという意識をもち、教職員を指導していくことが重要である。併せて、特別支援教育コーディネーター、指導教諭等が校内における特別支援教育推進の核となり、全ての教職員の特別支援教育に係る専門性を高め、全教職員が協力して一人一人の児童生徒を育てる体制づくりが求められる。

### ②今後の方向性

- 管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育コーディネーターや指導教諭、特別支援学級担任、通級による指導の担当者を中心として、全ての教職員の専門性を高め特別支援教育を推進する校内体制を構築する必要がある。

## (5) 学校外の専門家と連携した支援の充実

### ①現状と課題

- 特別支援学校のセンター的機能による相談支援を活用したり、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士等の外部専門家を有効に活用したりするなど、ネットワーク構築を強化することが求められる。特に今後は、児童生徒と関係の深い放課後等デイサービス等の機関とも十分な情報共有を図ることが求められる。
- 発達障害等のある児童生徒やその保護者の中には、障害受容ができていないため、障害者支援制度を活用できないケースがある。さらに発達障害等のある学生の中には、高等学校卒業後、自分に必要な支援を受けるための社会的資源や制度があることを知らない者がいる。そのため高等学校においても在学中から、発達障害者支援センター等の福祉や医療等の関係機関や就労支援機関等との効果的な連携や支援ネットワークの構築が求められる。

### ②今後の方向性

- 特別支援学校のセンター的機能や地域の関係機関や大学等と連携し、地域におけるネットワークを一層強化していく必要がある。

## 第3章 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

### 1 免許保有率向上の取組

#### ①現状と課題

- 本県においては、特別支援学校教諭採用志願者は特別支援学校教諭免許状保有を必須とし、免許状を保有していない一部の特別支援学校教員に対して、免許法認定講習の受講促進を図るなど、計画的な免許状取得の取組を進めたことで保有率は向上した。一方、視覚障害や聴覚障害の特別支援学校における当該免許状保有率向上が依然課題となっている。
- 通常の学級には発達障害の児童生徒が少なからず在籍しており、小学校等の教員や教員志望者が、特別支援学校教諭免許状の取得のための講義や講習会等を受講することは、通常の学級における指導を行う上でも大きなメリットとなる。
- 小・中学校の特別支援学級担任や通級による指導の担当者の特別支援学校教諭免許状保有者数は増加しているものの、特別支援学級数や通級による指導の教室数の著しい増加により、免許状の保有率は減少傾向にある。特別支援学級担任や通級による指導の担当者にとって、自立活動の指導をはじめ特別支援教育に関する一定の専門性の担保は必須であることから、担任や担当者となった教員は特別支援学校教諭免許状を取得することが望ましい。

#### ②今後の方向性

- 特別支援学校においては、当該障害種の特別支援学校教員免許状の取得を継続して促進する必要がある。
- 小学校等の教員に対して免許法認定講習の受講を奨励したり、小学校等の教員志望者に対して大学等と連携して特別支援教育の理解を深めたりする取組が必要である。
- 特別支援学校との研修交流を希望する教員に対し、特別支援学校教諭免許状取得を働きかけるなどして、長期的な視点に立って特別支援学級担任等を担う人材育成を図ることが必要である。

### 2 人的配置の工夫による専門性の向上

#### ①現状と課題

- 研修交流人事制度により、小学校等に配置された特別支援学校の教員のうち、特別支援学級担任や通級による指導の担当者となっている教員は、所属校だけでなく、地域の特別支援教育推進の原動力となっている。さらに、研修交流人事で特別支援学校に異動した小・中学校の教員が、異動先の特別支援学校において、教科指導や集団指導のモデルとなるなど、研修交流人事は特別支援学校にとっても大きなメリットとなっている。
- 小・中学校における特別支援教育に高い指導力を有する指導教諭は、所属校だけでなく配置市町内の学校の特別支援教育推進に大きな役割を果たしている。今後、指導教諭を有効に活用する取組をさらに進めることで、市町における特別支援教育の充実を図ることが求められる。
- 小学校等における特別支援学級担任や通級による指導の担当者の配置が、特別支援教育の推進に大きく影響する。特別支援学級担任や通級による指導の担当者に、特別支援教育に関する専門性の高い教員を配置することや人材の育成が求められる。

## ②今後の方向性

- 小学校等と特別支援学校との研修交流人事は、小学校等にとっては特別支援教育に関する専門性向上、特別支援学校にとっては教科指導や集団指導の向上など双方にとって効果が高いため、今後も研修交流人事の一層の充実が必要である。
- 各市町における指導教諭の有効な活用について、さらに検討を行うとともに指導教諭の派遣の在り方等について周知を図る必要がある。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者は、学級や教室の運営だけでなく、校内の特別支援教育推進の重要な担い手となるため、今後さらに計画的な人材育成や人事交流を行い、特別支援教育の専門性の高い教員を担任や担当者とする必要がある。

## 3 特別支援教育に関する研修

### ①現状と課題

- 特別支援学校の教職員に対して、欠かすことができない自立活動の指導、教科指導、福祉制度に係る研修に加え、ICT機器の活用能力向上に向けた研修の充実を図ることが求められる。さらに、視覚障害教育であれば点字指導、聴覚障害教育であれば補聴器や人工内耳等の聴覚活用など、障害種ごとに求められる専門性向上に向けた研修の充実が課題である。
- 校内研修の活性化に向け、校内における小グループでの研修や、OJTの充実が求められる。そのような研修を実施する際の核となるミドルリーダーを育成することが求められる。
- 小学校等においては、管理職が「特別の教育課程編成」や「自立活動の指導」について理解し、リーダーシップを発揮しながら特別支援教育を推進していくことが求められる。特別支援学級担任や通級による指導の担当者には、自立活動の指導を含め、特別の教育課程編成の在り方について具体例や実践を踏まえ、継続して研修を行うことが求められる。
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、今後、集合研修に限らず、ICTを活用した研修や講師派遣型研修を、バランスよく取り入れていくことが求められる。

### ②今後の方向性

- 特別支援学校の教職員に対して、欠かすことができない自立活動の指導、教科指導、福祉制度に係る研修に加え、ICT機器の活用能力向上に向けた研修の充実を図る必要がある。
- 管理職の特別支援教育に係る理解、全ての教職員の発達障害等に係る理解、特別支援学級や通級による指導における自立活動の指導を含め特別の教育課程編成に係る研修の充実を図る必要がある。
- 特別支援教育に係る集合研修とオンライン研修をバランスよく実施するとともに、校内におけるミドルリーダーを核とした小グループによる研修やOJTの活性化を図る必要がある。

## 第4章 関連する諸課題への対応

### 1 ICT活用等による特別支援教育の質の向上

#### ①現状と課題

- 国の「GIGAスクール構想」等の加速を受けて、本県においても、一人一台端末の実現など、緊急時における児童生徒の学びを保障できる環境の実現を目指している。これらのICT機器を、児童生徒が自らの目的を実現するための手段として適切に活用しようとする資質・能力の育成を図ることが求められる。このため、全ての教員のICT活用に係る専門性向上が喫緊の課題となっている。併せて、家庭学習や学校卒業後を見据えて、保護者等もICTの活用について共に学ぶ機会を作ることが課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、特別支援学校の教職員の働き方についても在宅勤務など変容が求められている。それに伴い、個別の指導計画や個別の教育支援計画等の情報共有の在り方が課題となっており、校務のICT化について研究を加速させることが課題となっている。

#### ②今後の方向性

- 一人一人の児童生徒に応じてICT機器を効果的に活用する体制を整備するとともに、オンラインでの授業、家庭学習時の課題提示の方法などについて、全ての教員の専門性向上を図る必要がある。
- 今後、特別支援学校に導入される統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理・共有の在り方について、実践をとおして改善し充実を図る必要がある。

### 2 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり

#### (1) 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用

##### ①現状と課題

- 特別支援学校においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士等の外部専門家を有効に活用し、重度・重複障害のある児童生徒の指導の改善を図ってきた。今後も外部専門家の助言を学校全体で共有する体制づくりや効果的な研修の実施が求められる。
- 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する、ものの見方、聞き方、捉え方や人とのかかわり方など、言語や社会性の基盤となる学習については、早期であればあるほど効果が高く、早期支援が必要不可欠である。そのため、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児及び保護者に対して、関係機関と連携した早期支援の一層の推進が求められている。
- 小学校等においては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、学校だけでは対応が困難なケースが増えている。そのため、特別支援学校のセンター的機能の活用に加え、より専門的な知見から小学校等へ相談支援を行う大学等と連携した訪問支援システムの活用が進められている。
- 特別支援学校や小・中・高等学校においては、障害に基づく困難さに加え、家庭環境等の複雑さなどから、不登校等の事例に陥るケースがある。問題が複雑化する前の段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した取組を積極的に進める必要がある。

## ②今後の方向性

- 今後も各学校において、外部専門家から得られた助言を学校全体で共有する体制づくりや効果的な研修の実施が必要である。

### (2) 保護者等支援の推進及び教育と地域、福祉、保健等との連携

#### ①現状と課題

##### (ア) 保護者等支援の推進

- 特別支援学校や小・中・高等学校においては、保護者同士が顔を合わせる機会が減ってきており、障害のある児童生徒の保護者の会等においても保護者等が相互に助け合ったり、悩みを語り合ったり学び合ったりする機会が減少している。さらに、児童生徒の保護者の中には、周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、孤立したり孤独感を感じたりして、家に引きこもってしまう場合がある。そのため、関係機関等が実施している保護者等の支援に係る情報を、学校から周知していくことが求められる。
- また、保護者が自分の子どもに障害があることに気付かなかつたり、障害があることに気付きながらも障害を受け入れることができなかつたりすることで、障害のある児童生徒が適切な時期に適切な指導や支援を受けることができず、学校生活に不応を起し、二次的な困難が生じるケースがある。そのため、県教育委員会では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に早期に気づき、早期支援につなげる「見守りシート」を開発し、理解・啓発を図っている。
- こども政策局においては、発達障害のある児童生徒の養育経験のある保護者が、障害のある児童生徒の保護者に対し、自らの育児経験の紹介や相談等を行い、地域の中での社会的、心理的な孤立を予防し、支援することを目的とした「ペアレントメンター派遣事業」を行っている。各機関が行っている様々な保護者支援の取組についても、積極的に周知を図ることが求められる。

##### (イ) 地域、福祉、保健等との連携

- 共生社会の実現に向け、各特別支援学校では、交流及び共同学習の事前学習として、地域の学校の児童生徒を対象とした特別支援教育に関する講話を行ったり、保護者、地域住民を対象として障害の理解や支援の方法など、特別支援教育についての啓発に取り組んだりしてきた。
- 就学相談をはじめとして、保護者が安心して相談でき、障害に気づき、受容することができるような相談支援体制の充実を図ることが求められる。
- 障害のある児童生徒の多くは、放課後等デイサービスを利用している。児童生徒の支援内容や方法等について、学校と放課後等デイサービス等の情報共有をさらに充実させていくことが求められている。
- 地震や豪雨災害等の自然災害が発生した際、障害のある児童生徒の中には、一般の指定避難所で避難生活を送ることが困難となるケースが予想される。

## ②今後の方向性

- 学校やPTA、市町教育委員会に対して、関係機関が行っている保護者等支援の取組に関する情報を積極的に発信する必要がある。
- 「見守りシート」を有効活用するなどして、保護者が自分の子どもの障害に気づき、障害を受容し、児童生徒が適切な指導や支援を受けることができる相談支援体制の充実を図る必要がある。
- 自然災害等に備えて防災意識を高める教育を推進するとともに、地域と連携した防災訓練等の充実を図る必要がある。

## (3) 教育と労働との連携

### ①現状と課題

- 平成19年度以降、企業の障害者の雇用に対する理解や法定雇用率の引き上げなどを背景に、企業における障害者の雇用者数は増加している。一方、障害者の雇用経験やノウハウが乏しい事業所においては、障害者の受け入れや継続した雇用に不安を感じている場合がある。そのため、障害者を雇用する際の障害の特性等に応じた雇用の在り方について整理し、企業に対して理解を促すことが求められる。さらに、雇用主に生徒の障害の状態や特性を十分理解して雇用してもらうために、長期間の実習の受け入れについても理解が得られるよう働きかけることが求められる。
- 高等学校においては、発達障害のある生徒の進路や就労が課題となっており、今後、在籍する発達障害等のある生徒について、さらなる就労支援の充実が求められる。

### ②今後の方向性

- 産業現場における長期間の実習を取り入れるなど就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、障害者の受け入れ等に不安を感じている雇用主に対して、障害の特性等に応じた対応の在り方や業務内容などについて理解を促し、職種や受け入れ事業所の拡大を図ることが必要である。
- 高等学校に在籍する発達障害等のある生徒の就労支援の在り方について、関係機関と連携して、さらに検討を進める必要がある。

### 3 障害のある児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援

#### ①現状と課題

- 障害のある児童生徒の体育的・文化的活動が年々盛んになり、障害者スポーツ大会や障害者芸術祭だけでなく、各種団体が主催する大会や作品展等に参加する機会が広がっている。今後さらに、障害のある児童生徒が、各種団体等が主催する活動に参加できるように環境を整備したり、多様な文化芸術活動を創造、発表、鑑賞できるよう支援したりする必要がある。
- 一方、学校卒業後における学びの場や、障害の有無に関わらず共に学ぶ場など、学びに関する情報提供が不十分であるという課題がある。共生社会の実現に向け、学校卒業後も生涯を通じて、教育、スポーツ、文化に親しむことができるように、関係機関と連携しながら支援することが求められる。
- 障害者スポーツや芸術活動等、生涯学習の充実のために、地域における普及促進の役割を担う人材を育成することが求められる。

#### ②今後の方向性

- 障害のある児童生徒が活躍する様々な機会を拡大するとともに、生涯にわたってスポーツ活動や文化芸術活動等に親しむことができるような取組を、関係各課、関係団体等と連携を図りながら、組織的・計画的に充実させていく必要がある。

### 4 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信

#### ①現状と課題

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）」に先んじて、本県では「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が平成26年4月に施行され、「共生社会」の実現に向けた取組が進められてきた。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習を今後も推進し、早期からの共生社会の基盤づくりに努めるとともに、各学校における取組の様子等を積極的に情報発信することで、県民に対して特別支援教育の啓発に一層努めることが求められる。

#### ②今後の方向性

- 今後も「共生社会」の実現に向けた取組を継続、発展させていくとともに、障害のある児童生徒の様々な活躍や各学校における取組の様子等を、ホームページや報道機関等を通じて積極的に発信することで、社会に開かれた特別支援教育の推進に一層努める必要がある。

## 参 考 资 料

## 検討依頼事項

令和元年12月23日  
長崎県教育委員会教育長  
池松誠二

県教育委員会においては、平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、第1次から第4次にわたる実施計画を策定し、その間特別支援学校の適正配置や特別支援学校の教育の充実、幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実、特別支援教育に携わる教職員の専門性向上などに取り組むことで、障害のある子どもの教育の充実を図ってきました。

こうした成果は、本県教職員の特別支援教育に対する情熱や使命感をもった献身的な取組や、県民の特別支援教育に対する高い理解のうえに成り立ってきたものといえます。

そのような中、我が国では平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（以下、「条約」という。）」を批准し、障害のある者がその能力等を最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組みとしてのインクルーシブ教育システムの理念が提唱されました。

こうした状況に鑑み、本県では平成26年4月に「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定するなど、条約に示された共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進しているところです。

現在では、身近な地域において、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応するための連続性のある「多様な学びの場」の整備も進んできました。しかしながら、令和の時代となり、急激に社会が変化する中で、障害のある子どもたちが予測困難な時代において、自立し社会参加するために必要な「生きる力」を、今般改訂された学習指導要領等に基づき一層確実に育成することが求められており、学校段階間及び学部段階間において切れ目なく教育を受けさせたいという保護者等の声も高まっています。

また、ふるさと長崎を支える人材の育成や急速な技術革新を見据えた取組など、本県がめざす教育の実現という視点からの取組の充実も求められているところです。

さらに、現在、国において議論が行われている様々な制度改革や働き方改革等の動向についても、十分に注視していく必要があります。

このような状況を踏まえ、本県の特別支援教育を更に充実・発展させていくためには、現行の基本計画を見直し、全県的、中・長期的な視点に立って計画的に施策を推進していく必要があります。

よって、これまでの取組について検証したうえで、下記の事項にかかる改善方策等について検討をお願いします。

## 記

- 1 特別支援学校の環境整備と教育の充実
- 2 幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
- 3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- 4 関連する諸課題への対応

# 障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会

## 協議経過

	開催日	協議内容
第1回	令和元年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討依頼</li> <li>・ 行政説明（本県の特別支援教育の現状と課題について）</li> </ul>
第2回	令和2年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校の環境整備と教育の充実について</li> </ul>
第3回	令和2年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実について</li> </ul>
第4回	令和2年 7月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上について</li> </ul>
第5回	令和2年 8月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連する諸課題への対応について</li> </ul>
第6回	令和2年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案について</li> </ul>
第7回	令和2年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案について</li> </ul>

## 障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に続く、令和4年度以降の本県の特別支援教育の在り方について、幅広い角度からの意見を求めるため、障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (職 務)

第2条 検討委員会は、本県の特別支援教育の在り方について協議し、その結果を県教育委員会教育長に報告する。

### (組 織)

第3条 検討委員会は、県教育委員会教育長が委嘱する委員20名以内で組織する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討委員会における協議結果を県教育委員会教育長に報告するまでの間とする。

### (委員長)

第5条 検討委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、その選任は委員の互選によるものとする。

2 委員長は、検討委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会 議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長が当たる。

3 委員長が必要と認めた場合は、関係者等を招き、意見や説明を求めることができる。

### (庶 務)

第7条 検討委員会の庶務は、県教育庁特別支援教育課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

### (附 則)

この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会委員名簿（令和２年度）

（注）区分毎に五十音順、敬称略

区分	氏名	所 属 等
学識経験者	岩永竜一郎	長崎大学生命医科学域 教授
	◎古川 勝也	西九州大学 子ども学部 特任教授
	○本山 和徳	みさかえの園あゆみの家 副施設長 小児科医
障害者団体等関係者	金城 靖彦	長崎県自閉症協会会長
	小濱 規男	長崎県肢体不自由児者父母の会連合会長
	谷 美絵	長崎県手をつなぐ育成会副会長
	田橋由利江	長崎県立ろう学校PTA会長
	野口 豊	長崎県視覚障害者協会会長
行政関係者	相川 節子	時津町教育委員会教育長
	徳永 憲達	長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課長
	中村 浩二	長崎県福祉保健部障害福祉課長
	藤田 清人	五島市教育委員会教育長
学校関係者	池田 孝之	長崎県特別支援学校長会長 (長崎県立諫早特別支援学校長)
	田中 元子	認定こども園 いなさ幼稚園長
	鶴田 栄次	長崎県高等学校長協会会長 (長崎県立長崎東高等学校長)
	徳川 敬文	長崎市立為石小学校長
	平野 哲也	長崎市立深堀中学校長
公募委員	岡 結	
	奥野 由美	
	吉村 隆樹	
	◎委員長 ○副委員長	計 20 名

障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会委員名簿(令和元年度)

(注) 区分毎に五十音順、敬称略

区分	氏名	所 属 等
学識経験者	岩永竜一郎	長崎大学生命医科学域 教授
	◎古川 勝也	西九州大学 子ども学部 子ども学科 教授
	○本山 和徳	みさかえの園あゆみの家 副施設長 小児科医
障害者団体等関係者	金城 靖彦	長崎県自閉症協会会長
	小濱 規男	長崎県肢体不自由児者父母の会連合会長
	谷 美絵	長崎県手をつなぐ育成会副会長
	田橋由利江	長崎県立ろう学校PTA会長
	野口 豊	長崎県視覚障害者協会会長
行政関係者	相川 節子	時津町教育委員会教育長
	桑宮 直彦	長崎県福祉保健部障害福祉課長
	濱野 靖	長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課長
	藤田 清人	五島市教育委員会教育長
学校関係者	池田 孝之	長崎県特別支援学校長会長 (長崎県立諫早特別支援学校長)
	徳川 敬文	長崎市立為石小学校長
	野田 定延	長崎県高等学校長協会会長 (長崎県立長崎東高等学校長)
	平野 哲也	長崎市立深堀中学校長
	森 嘉代子	認定こども園 友愛社会館幼稚園長
公募委員	岡 結	
	奥野 由美	
	吉村 隆樹	
	◎委員長 ○副委員長	計20名

